

令和8年度瀬戸内海国立公園南淡路集団施設地区除草等業務に係る業務請負条件

本業務は、環境省が所管する南淡路集団施設地区内において、車道、歩道などに繁茂する雑草の除草及び植栽木の整姿剪定等を行うものである。本業務の実施にあたっては、業務対象である車道を通行する車両への飛び石等の被害防止や、カーブが多く見通しの悪い車道における作業員の安全管理の徹底が強く求められることから、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

(1) 提出書類 (別添様式)

- ① 令和3年度以降公示日までに完了した業務において、国又は自治体の発注による、公道(国道、県道、市町村道)における除草業務の実績を有していることが確認できる書類(業務の内容が分かる契約書、仕様書又は報告書等の写し)。

(2) 提出期限等

i) 提出期限

令和8年3月13日(金) 17時

- ii) 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
入札説明書 に同じ

iii) 提出部数

2部

④ 提出方法

入札説明書のとおり。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 封書の表に「令和8年度瀬戸内海国立公園南淡路集団施設地区除草等業務請負条件に係る業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

イ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

ウ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

エ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査結果の回答

入札説明書のとおり。